



## 児童手当に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)の公示及び パブリックコメントの実施

児童手当に関する事務においては、特定個人情報ファイル(マイナンバーをその内容に含むファイル)を保有することから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、個人のプライバシー保護に対する措置等について記述した評価書「京都市 児童手当に関する事務 重点項目評価書」を作成し、公表しています。

この度、同評価書について、児童手当法の一部改正に伴い(令和6年6月12日公布)、対象人数のしきい値判断を実施した結果、30万人以上となったため、重点項目評価書から全項目評価書に変更します(※)。

評価の再実施を行うに当たり、評価書を変更するとともに、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書案について、市民の皆様から御意見を募集します。

※ 特定個人情報保護評価については、個人情報保護委員会のホームページを御参照ください。

個人情報保護委員会ウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>)

### 1 評価書の公示

令和6年7月8日(月)から、市役所の掲示場に掲示するとともに、京都市インターネット版公報にも掲載します。

【京都市インターネット版公報ページ】

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/bunsyo/kouhou/index.html>

### 2 評価書に対する意見の提出

#### (1) 募集期間

令和6年7月8日(月)～令和6年8月9日(金)(必着)

#### (2) 提出方法

郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出(様式自由)

#### (3) 提出先

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課(医療児童手当担当)

住所: 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル2階

FAX: 075-251-1133

電子メール: [kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp](mailto:kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp)

#### (4) 意見の取扱い

ア いただいた御意見については、意見募集の終了後に、個人情報を除く御意見の概要をインターネット(京都市ホームページ)で公表します。

イ いただいた御意見に対する個別の回答はしませんので、御了承ください。

ウ 本意見募集において収集した個人情報については、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

### 3 その他

(1) インターネット（京都市ホームページ）のほか、各区役所・支所、情報公開コーナー及び子ども家庭支援課においても、評価書の閲覧等ができます。

【ホームページ】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000329391.html>

(2) 上記の経路を踏んで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取（第三者点検）し、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。